

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 7 年 3 月 26 日 (月) 午後 13 時 30 分～14 時 40 分

2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2 階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 欠 席	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 欠 席	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏

書記 坂本 修一

光増 彩

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

- (1) 農地の合意解約について 2 件
- (2) 農地改良届について 2 件

5. 議 事

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 議案第 37 号 農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について | 3 件 |

6. その他

盛土規制法について

事務局長	3 月期の総会を開催したいと思います。本日は委員さんが林田委員さん、入江委員さんがお休みで、推進委員さんにつきましては、渡邊委員さん、福島委員さん、松葉委員さん、前平委員さん、福島委員さんがお休みです。それでは会長、お願いします。
議長	皆さん、こんにちは。寒くなったり暑くなったりと非常に安定しない天気の中かでした、明日から雨ということでそわそわしているのでは、早く帰って仕事をしたいのではと、できるだけスムーズにいくようにしたいと思いますけど、意見があるところは、意見をだしていただいて進めていきたいと思いますけど、どうぞよろしくお願いしたいと思います。それでは只今から本年度最後 6 年度 3 月期の総会を始めたいと思います。 まず始めに 3 番の議事録署名委員の指名につきましては、8 番の西田委員、それから 11 番の森田委員にお願いしたいと思います。4 番報告事項、農地の合意解約についてという事で事務局から説明をお願いします。
事務局	まず報告事項の第 1 号合意解約になります。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、農地法関係事務処理要綱の第 9 の 3 の(3)の規定により、通知があったことを報告します。2 件あります。1 件目が千綿宿郷 676-1 と 680 です。2 つとも登記地目が畑、現況地目が樹園地になります。貸付人の方が亡くなられて相続人代表の方から申請があがっております。借受人の方が坂本郷の方になります。この解約の事由としては規模縮小のためです。場所が次のページの位置図に町道宿太ノ浦線を上って広域農道の交差点がある近くの所の茶畑になります。こちらは合意解約をした後を中間管理機構で太ノ原の方が借りるようになっています。 次に 2 件目が木場郷 1119-1、登記地目、現況地目とも田んぼになります。貸付人の方がこちらも亡くなられていまして、相続人代表の方が申請をされています。借受けられていた方が木場郷の方です。解約の事由としては今基盤強化で借りているんですけど中間管理機構で契約をし直したいということで一旦解約になります。1 枚めくって次のページの位置図に広域農道の木場の交差点から入って木場農事研修施設の手前の田んぼ 1 筆になります。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございます。2 件とも後は中間管理機構で借り直すということで、特段問題は無いと思いますけど、この件についてご意見があればお受けしますが、何もないでしょうか。 (「はい」の声) 無いようでしたら報告事項ということで次に進みたいと思います。農地の改良届についてということで事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、農地改良届取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されたので報告します。農地改良の取り消しが 1 件と農地改良の届出が 1 件の計 2 件が出ています。まず 1 件目が取り消しになります。場所がセブンイレブンの裏の土地になります。位置図が 8 ペー

議長	ジに載っています。農地改良届 1 番の取り下げの分です。場所が蔵本郷 1554-1、大村市の方の農地です。10 t ダンプトラックで土砂を入れようとしていましたが、周辺の町道路面が既に亀裂があることがわかり路面を傷める恐れがあるために 4 t ダンプトラックに計画を変更すると運搬経費が割高となったためにやめるということで申請がでてきております。ここは後々転用届が出てくる予定となっています。 次が農地改良届となっております。7 ページに戻っていただいて場所が八反田郷 817 番で、地主さんが八反田郷の方です。位置図が 9 ページになります。八反田郷の交差点のところを曲がりちょっと登ったところになります。14 ページに 2 枚の写真と 15 ページに町道の高さまでに嵩上げをすると書いてありますが、この町道と畑の間の段差を土で埋めるという改良をされます。ここに果樹を植えられるそうです。15 ページの写真の上の方に家があるんですけどこの家の方が工事をされるということでした。今日会長と委員さん達と現地確認へ行ってきたんですけど、特に問題は無いということで予定通り工事を行っていいんじゃないかと判断になりました。説明は以上になります。 はい、ありがとうございます。報告事項となっておりますけどご意見がありましたらお受けします。1 番は蔵本郷のセブンイレブンの裏です。それに関しまして何かご意見がありましたらお願いしたいと思っておりますけどありませんか。取り下げということで今後また転用ということで出てくるだろうという話であります。 それでは 2 番の改良届につきまして今日、事務局が言ったとおり現地確認を行っております。当番の迎委員さん何かありましたらお願いします。 (「何もありません」の声) 地元の森委員さん何かあったらお願いします。 (「特にありません」の声) 見たところも面積も小さくてそうたいして問題はないだろうということで、本当に農業委員会の方にしっかりと資料を出して提出しなければという考えをしていただいておりますので、こちらも良いかなと思っております。意見がなければ次に進んでいいでしょうか。 (「はい」の声) ありがとうございます。 それでは議事に入りたいと思います。議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。農地法第 3 条の規定による許可申請について農地法関係事務処理要綱の第 1 の 2 の(1)の規定により意見を決定するため審議を求めます。場所が木場郷 1487、登記地目現状地目とも田になりました。所有権移転の無償になります。譲渡人の方が大村市の方で、譲受人の方が木場郷の方になります。申請理由としては田の一部 1486 が今回譲り受ける方の田んぼになっているんですけど、1487 も取得して 1 枚にしてしまうことで話がついていることで

議長	した。次のページで位置図を載せているんですけど、広域農道大村方面木場の交差点より大村方面に行って斜面にある田んぼになります。下の航空写真で 1487 の赤で囲っている場所が地主さんの田んぼで、端の方の一部 1486 が譲り受けられる方の田です。説明は以上になります。 はい、ありがとうございました。地元委員さんより何か補足説明とかありましたらお願いしたいと思いますんですけど。
山口委員	はい、6 番の山口です。本人さんの奥さんから話を聞きましたら、ここは自分が記憶にある時からずっと今回譲り受けられる方が作られていたのは知っていたんですよ。それで昭和 20 年に地主さんがまだ木場の方に住所があった時に両親同士で売買が済んでいて、今回名義が変わっていなかったということで申請をされたみたいです。だから本人さん達はわかってなかったんですが、一応名義が変わってなかったということが分かれて申請ということで、今までずっと問題もなく耕作をされていますので何も問題はないと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。他の方でご質問とかございましたらお受けしますけど。無いようでしたら採決の方に入らせていただきたいと思います。農地法 3 条の 1 番につきまして問題はないと思われる委員の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めさせていきたいと思います。 続きまして議案第 37 号の農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画についてということで事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、22 ページをご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。3 件ありまして、1 件目が木場郷の 1119-1 で先ほど合意解約があったところです。中間管理で再度借り直すという計画になります。期間が 5 年間になります。位置図とかは先ほど説明しましたので飛ばします。 2 件目が彼杵宿郷 2376-1、登記地目が畑、現況地目が樹園地、貸付人が三根郷の方、借受人が太ノ原の方です。これは賃貸借権の契約になります。賃料が 19,340 円で 10 年間の契約になります。場所が 25 ページになります。町営工業団地がありまして広域農道より上に上って行くとロータリーのすぐ近くの茶畑になります。これが 2 月の総会で合意解約が出ていたところを新たに借りて引き継いでしていく内容です。 次に 3 件目彼杵宿郷 2389-1、2400、二つとも登記地目は畑で現況地目が樹園地になります。こちらは使用貸借権になりまして貸付人が川内郷の方、借受人が 2 件目と同じ方になります。こちらは 5 年間の契約になります。26 ページの位置図で場所が先ほどのすぐ近くになります。ロータリーの反対側になりまして茶畑 2 筆を借りられる内容

議長	です。説明は以上になります。 はい、ありがとうございました。それでは、1 番から行きたいと思います。1 番は先ほど合意解約があったところですけど、この件に関しましてご意見ご質問とかありましたらお受けします。無いようでしたら採決に入りたいと思います。1 番につきまして問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数とで許可する方向で進めていきたいと思います。続きまして2 番3 番につきまして三根の方で、丁度去年ぐらいから畑を探しておられて、1 か所は自分で探されたのかと思います。もう1 か所は中尾の方が借りられていたのを返すということの話の中でまとまった話かと思います。両方とも問題無く耕作していただければ良いのではないかと思います。この件に関しましてご質問とかありましたらお受けしますが、何もないでしょうか。 (「はい」の声) はい、2 番3 番は同じ借り主の方が一緒ですので同時にしたいと思います。2 番3 番につきましました問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めていきたいと思います。議事につきましては以上になります。お疲れ様でした。 5 その他 盛土規制法について説明 省略
----	---

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

8 番

11 番